

2017年（平成29年）10月13日

アディーレ法律事務所の依頼者向けの 大阪弁護士会臨時電話相談の開設

去る10月11日、弁護士法人アディーレ法律事務所は、同法人に業務停止2月、また元法人代表に業務停止3月の懲戒処分を東京弁護士会より受けました。

東京弁護士会では、翌日より臨時電話相談窓口を設け、依頼者からの相談に応じる態勢をとっていますが、全国各地からの相談が殺到しております。

そこで、このような状況に鑑み、大阪弁護士会においても、依頼者の保護を最優先に考え、同法律事務所の依頼者向けの臨時電話相談を開設することにしました。

●アディーレ法律事務所の依頼者向け臨時電話相談

電話番号：06-6364-1253

相談時間：9時30分～17時

相談料：電話相談は無料

相談内容：弁護士法人アディーレの依頼者の相談対応

期間：10月16日（月）～10月27日（金）／土日除く

なお、電話が繋がらない場合には、お手数ですが、時間をおいておかけ直しいただきますよう、お願ひいたします。

以上